

銚田・大洗広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例施行規則

制定 令和3年4月1日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、銚田・大洗広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（令和3年銚田・大洗広域事務組合条例第19号）の施行に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約については、銚田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成17年銚田市規則第43号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。